

初期大名家における隠居体制と藩主権力

吉 村 豊 雄

はじめに

近世大名家は大名（藩主）を中心とする階層的な秩序構造をとり、中後期にはこれをモデル化した家格制が整備されるが、初期の実相は多様である。とくに近世初頭の大名領国は支城制のもとで大名・支城主による複合的領国構造をとっており、これがいかなる道筋で集権的な家秩序モデルに近づくのか、十分解明されているとは言いがたい。

本稿の目的は、端的にいえば、近世初期大名家の権力編成における当主代替わり¹⁾当主隠居の政治的意味を究明することにある。当主（藩主）の代替わりに際して「初期御家騒動」²⁾とも称する政治抗争が起きているように、当主の隠居形態は当該大名家の権力編成のあり方を直接に反映している。本稿で対象する細川氏は、当主が隠居後も一定の政治領域において権力体制を構えつづけながら、隠居から新当主に政権委譲された典例である。すなわち細川氏の場合、当主（藩主）が在世中に隠居し、隠居後も一定の権力体制を保持する政治形態が、天正十（一五八二）年の藤孝（幽斎）の隠居に始まり、最終的に正保二（一六四五）年の忠興（三斎）の死去まで三代・六四年間にわたって続いている。いわば「当主隠居制」とでもいふべき政治形態が、近世大名家の成立・確立過程における固有のシステムとして定置されている³⁾。

本稿では、以下、隠居の個別領主権力としての存在形態、藩主と隠居の政治的位相について検討し、近世大名家の権力

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

編成における当主（藩主）の隠居、および隠居の権力体制の歴史的役割について明らかにしたい。

註

- (1) 高木昭作「江戸幕府の成立」（岩波講座「日本歴史」近世一、一九七五年）一四〇—一四三頁
- (2) 山室恭子氏は、戦国大名の権力編成を、当主と隠居の発給文書の機能分析を通して、東国大名に多い「非二頭政治」型と、西国大名の「二頭政治」型に類型化している（山室「中世の中に生まれた近世」一九九一年）。ただ、当主と隠居の「二頭政治」にくらべ、「非二頭政治」を可能にしている前当主―隠居の存在形態については軽視されている。
- (3) 細川氏の隠居制については、西山禎一「中津・八代給人に関する一考察」（『熊本史学』四三三号、一九七四年）、宮崎克則「幕藩制確期における隠居領の問題」（『日本史研究』三五〇号、一九九一年）などの先行研究がある。

一 代替わりの政治構造

まず本章では、忠興―忠利への代替わりの過程について検討し、「御一門払い」と当主権限の全面委譲を通じて忠利代には「専制」的ともいえる、藩主の強力な政治的立場が確立されることを明らかにしたい。

1 代替わりの政治過程

忠興―忠利の代替わりは、①忠興嫡男忠隆・次男興秋の排斥と三男忠利の家督決定、②忠興の隠居決定、③忠興の隠居家督相続に対する幕府の権力介入を背景に「御一門払い」を推し進め、当主―世子の政治比重を増大させながら藩主の専制的立場をつくり出し、在世中に世子忠利に家督を譲り、他家には類例をみない、ほぼ完璧な当主交替をなしている。以下、代替わりの過程を概述しておく。

さて、忠利が家督に決定するのは慶長九（一六〇四）年八月であるが、その過程で注目されるのは、忠利の二人の兄が

それぞれ一時期家督を相続する立場にあつた事実である。嫡男忠隆の廃嫡事情はよくわからないが、細川家の正史「綿考輯録」によると、前田利家の娘を夫人としたことから忠興が徳川家と前田家との関係をはばかり、豊前入国（慶長五年十二月）以前に廃嫡にしたと説明されている。しかし、わずかに残存する忠隆書状をみると、忠隆は豊前入国の直前まで國替に関心を示しており、にわかには嫡男の座を追われている。そこには、細川氏を丹後から九州・豊前に移すに際して、前田家と血族関係をもつ忠隆の廃嫡を迫つた徳川家の圧力を想定する方が自然である。

また次男興秋は豊前入国当初小倉城主細川興元（忠興弟）の養子であつたともいわれるが、忠興は慶長六年十二月に興元を追放し、翌年十一月に中津から小倉に居城を移し、中津城に興秋を置いている。興秋は慶長八年九月十六日付で父忠興から筆頭家臣松井氏とならぶ二万五〇〇〇石を与えられており、この時点で家督相続を予定された世子として遇されていたことは確実である。ところが翌慶長九年八月二十六日、家督は三男忠利に決定する。徳川家康は、忠興の病氣見舞を理由に証人として定府中の忠利を掃圀させ、ついで忠興の「内存」に任せて忠利を家督に任じるとの御内書を出す。中津在城の興秋の存在を考えれば、これは明らかに細川家の家督相続に対する家康の介入である。興秋は忠利にかわつて証人として江戸に送られる途中で出奔する。こうして忠利は興秋にかわつて中津城に入り、家督を相続する元和七（一六二二）年六月まで在城する。

この間の忠興周辺の動きとして注目されるのは、慶長末年ごろに顕著となる藩主の「専制」化である。忠興は、入国当初、支城を拠点に「郡」を統治枠組みとし、領内九カ所の支城に一門・重臣を配して、支城軍団制と地方知行制による分郡的な領国体制をとるが、慶長末年には徳川政権と豊臣家との軍事緊張を背景に家臣団の再生産に対する影響力を強めた。そして郡と村の中間的な行政区画たる手永制を整備し、家臣団財政を藩の管理・統制下に置き、忠興が藩政の意志決定を集中するようになる。

こうした忠興の政治体制を支えたのは世子忠利の存在であり、中津城における忠利の存在形態が忠興隠居の前提条件と

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

なつていく。たとえば慶長十九（一六一四）年十二月二十四日付で書き立てられた大坂陣立書¹⁰をみると、総人数九一七三人のうち、忠興・忠利の側組で四四〇二人、先手の備組三組で四六七一人であり、藩主父子の側廻り軍勢力が軍勢のほぼ半分を占めている。備組を率いるのは一門の細川孝之（忠興弟）と門閥譜代の松井・有吉などである。入国当初支城主として重用された一門・重臣のうち忠興次男興秋、二人の弟（興元・幸孝）、飯河豊後・長岡肥後父子などはすでに排斥され、有力一門といえるのは孝之を残すのみとなっている。そして元和元年の一國一城令によって小倉・中津両城以外の支城は破却され、支城軍団体制も解体されると、中津城の忠利の政治的比重はさらに増大する。

中津時代の忠利の存在形態はよくわからないが、藩主忠興に匹敵する直属の軍団組織を有し、上方において自分の袖利をもって借銀¹¹、毎年忠興に自分米を貸し付け、忠興と交互に参勤しているように、中津隠居後の忠興の存在と酷似した、独自の権力体制を構えている。忠興の隠居は直接には中津における忠利の存在形態を前提に、いわば当主と世子とがその立場を相互に入れかわる形をとっている。

さて、前述したごとく忠利の家督は慶長九年八月に決定するが、その後忠興は容易に家督を手放さず、元和六（一六二〇）年閏十二月になって隠居する。「綿考輯録」によると、在府中に「以之外」の病気におちいった忠興は、幕府年寄上井利勝に「再三」隠居を願い出て將軍秀忠の許すところとなっている¹²。現実には土井あたりが忠興に隠居を促し、急拠国元から忠利を呼び寄せたものを推測される。忠利は上意によって忠興の病氣見舞のために上府し、翌元和七年正月七日、家督相続を認められ、同年六月二十一日に小倉城に入る。

2 忠興隠居の形態的特質

忠興の隠居は次のごとき内実をともなっている。①忠興代文書の中津移管、②忠興実子（忠利兄弟）の整理、③蔵入地（隠居領）の設定、④隠居附家臣（中津衆）の編成、⑤对幕府関係の継続。以下、それぞれ若干の説明を加えておこう。

① 忠興代文書の中津移管 忠興は小倉城を明渡すに際して自分の代（天正十一元和七年六月）の文書・記録類の全てを隠居所に移管させている¹⁵。その後もこれらの文書は本家（藩庁）に帰属せず、今日有数の大名家文書として知られる肥後細川家の所蔵文書¹⁶の中には、忠利などに出された忠興の書状類を除いて、忠興代の文書・記録類は皆無に近い。この事実は、忠興が、藩主時代の側廻り家臣を隠居附として中津に召し連れたこととあいまって、忠利に藩主権限を全面委譲し、藩政から完全に身を退いたことに通じる。忠興は関係文書の全てを中津に移すことで、いわば白紙の状態¹⁷で忠利に藩主の座を譲つたものといえる。

② 忠興実子（忠利兄弟）の整理 忠利には二人の兄と三人の弟がいるが、いずれも忠利の家督相続までに遠ざけられている。前述のごとく忠興嫡男の忠隆はすでに廃嫡され、次男興秋も忠利にかわって江戸証人として送られる途中で出奔する。注目したいのは三人の忠利弟の処理である。忠興は、すでに元和四年に五男天千代（興孝）を光寿院（藤孝室）のあとの江戸証人として送り、忠利の家督相続に際して六男岩千代を筆頭家臣の松井氏に養子に出し、四男立允を中津に召し連れている。忠利は、兄弟が完全に整理された状態で小倉に入城し、叔父（忠興弟）として唯一人残っていた孝之もすぐに隠退に追い込んで¹⁸いる。まさに忠興―忠利の代替わりは「御一門払い」の過程であり、忠利代には松井氏を筆頭とする「一門なき」家臣団体制が構築されるにいたる。いわば唯一の一門といえるのが隠居した忠興であり、その意味で忠興の隠居は自家内部の一門勢力を隠居に限定し、一門勢力の掣肘を受けない藩主の専制的立場を確立させたといえる。

③ 蔵入地（隠居領）の設定 忠興の蔵入地―隠居領（料）は「三斎様（宗立様）御蔵納」・「中津御蔵納」・「三斎様御領分」などと称され、代替わり直後の元和七年十一月七日「御領分一紙目録帳」¹⁹によると、隠居領の規模は四万三四一九石余である。それは全領知高の約一二%を占め、藩主忠利の蔵入地の約五二%に及んでいる²⁰。隠居領のうち豊前・肥後を通じて三万七〇〇〇石は「無役」地である。忠興が「我々無役ニ被下候三万七千石之分」²¹と表現しているように、忠興の無役知行三万七〇〇〇石は將軍から認められたものである。忠興の言い方には、忠興の隠居が將軍サイドからの説得

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

であつたこと、その際の隠居条件の一つが無役知行三万七〇〇〇石の認可であつたことを推測させる。いずれにしても忠興は將軍秀忠から無役の知行を認められたことで、藩主忠利との間に知行に軍役關係をとり結ばない特殊な存在となる。また隠居領を基盤に財政的にも独立し、後述する隠居附の中津衆をもつて家政機構を組織しており、さながら一個の独立した権力体制を構えている。

④ 隠居附家臣の編成―分離　代替わりに際して、「小倉と仲津ニ御侍を分^け」ける作業がなされ、隠居附の家臣団として中津衆（中津給人）が組織されている。中津給人の人数・知行高は一三〇―一四〇人、四万二〇〇〇石程度であり、小倉給人のほぼ三分一の規模である。忠利襲封後に編入された山田采女（一〇〇〇石）の場合、当初中津衆に加えられていなかったが、忠利は「然とも采女儀者年月御そはちかく被召仕候間、其地ニ被召置、如前々被召仕候様ニと奉存候」と、忠興に再度中津召置きを打診している。この山田にみるように、中津衆は忠興と個人的關係の深い側廻り家臣をもつて編成されており、先に示した慶長十九年大坂陣立書の忠興「御旗本」のかなりの部分が編入されている。中津衆の規模からみて、また一度受取りを拒否された山田采女が中津衆に編入されていることからみて、隠居附家臣団の編成を通しては忠興側廻り勢力は小倉から一掃され、一括して中津に分離されたものとみられる。忠興を支えた奉行機構中樞の惣奉行も忠興に従つて中津に移り、中津奉行となつて隠居体制を支える家政機構を再組織している。これにかわつて忠利の側廻り勢力が奉行機構中樞を掌握しており、隠居附家臣に中津衆の編成は代替わりという一種の政權交代を内実化させている。

⑤ 对幕府關係の継続　忠興は、隠居に際して將軍秀忠から中津居城と無役の知行（隠居領）を認められており、参勤・在府を継続し、幕閣をはじめ幅広く公辺との人的關係をとり結んでいる。そして忠興は、代替わり後も何かと指示を仰ぐ忠利に対し、「公儀之御事、傍輩中之事ならてハ、一円ニ物を申きかすなど、四五日以前申付候て、何事もかまい不申候事」と返答しているように、藩政に関しては忠利に全面的にまかせ、公辺關係についてのみ相談にあずかるとの態度をとっている。事実、総数約三〇〇〇点を数える忠興―忠利間の往復書状の内容の多くは公辺關係で占められている。忠興・

忠利の父子関係は、忠興の個性もあつて時として対立面をみせるが、対外的には両者一致して適確な幕府中枢人脈を確保し、安定した幕藩関係を維持している。

以上のように、隠居忠興は中津に居城し、過大な蔵入地（隠居領）と隠居附家臣団を擁し、対外的には参勤・在府もやっているように、隠居後もさながら小大名的な権力体制を構えている。また個性的にも忠興は藩主の実父としての家父長的意識を濃厚に持ちつづけている。忠利も忠興には最大限の敬意を払ったこと（参）から、隠居の存在は藩主にとって政治上障碍となつたような印象を与える。現実は逆である。むしろ中津における隠居忠興の権力体としてまとまりが代替わりによる藩主交代の現実をつくり上げている。忠興代関係文書の中津移管、忠興側廻り家臣の隠居附家臣への編成（参）中津分離はこれを象徴する事実である。代替わりを通じて藩主権限は忠興から忠利に全面委譲され、藩主と隠居権力との政治的すみ分けを可能にしている。

註

- (1) 「綿考輯録」（出水叢書）忠利公伝、一七・八頁。
- (2) 「綿考輯録」忠興公伝、三八八頁。
- (3) 慶長五年十一月二十日付松井興長宛細川忠隆書状（松井文庫蔵）。林千寿氏の教示による。
- (4) 「綿考輯録」忠興公伝、四一六頁。
- (5) 志水家蔵「志水家文書」。
- (6) 「綿考輯録」忠利公伝、一七・八頁。
- (7) 拙稿「近世初期の地方知行制と知行割替」（『日本史研究』掲載予定）。
- (8) 拙稿「幕藩制初期の給人財政と財政管理体制」（投稿中）。
- (9) 「綿考輯録」忠興公伝、四〇八―四二九頁。
- (10) 大坂陣の陣立書によると、御手廻衆は忠興五〇九人、忠利五〇〇人、鉄砲・弓・鎗・馬乗などを加えた総勢は忠興一六〇三人、忠利一二〇人である。

(12) 忠利は、代替わり直後、上方銀主から中津時代の袖判借銀の返済を求めて家光側近に強訴されかけている。その銀額は単利計算でも初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

- 「五百貫目之少内」というものであった（『細川家史料』八、二〇一・二頁）。忠利の財政規模の大きさをうかがいうる。
- 13 元和六年閏十二月十六日付間七大夫宛忠利披露状（『細川家史料』八、一九一・二頁）
- 14 「綿考輯録」忠興公伝、一〇三一—一〇五頁。
- 15 事実、小倉の惣奉行が中津奉行衆に宛てた文案をまとめた元和八年「仲津江」には、代替わり後の政務引継ぎのため、中津に關係文書の借用を求めた書状類が散見される。
- 16 永青文庫蔵、熊本大学附屬図書館寄託。なお、以下特に断わらない限り、使用する史料は同文書による。
- 17 「松井家先祖由来附」。
- 18 忠利襲封直後の「豊前御侍帳」（元和七—八年）ではすでに「参百人扶持 長岡中務少輔」と記されている。
- 19 「諸文書集」所収。
- 20 隠居領の設定状況については全く不明であるが、中津に在城していた世子忠利の蔵入地を継承した可能性が高い。
- 21 「細川家史料」三、一一六頁。
- 22 「本藩年表」。
- 23 西山禎一「中津・八代給人に関する一考察」。
- 24 「細川家史料」八、二一四頁。
- 25 「細川家史料」一、三九三頁。
- 26 たとは、忠利は父忠興に書状を出す際には、忠興側近を宛所にした披露状の形式をとっている。
- 27 確かに、忠利は父忠興に過剰に書状を出す際には、忠興にも小倉の家臣・領民に隠居見舞いを強要するなど前藩主としての立場・権威をちらつかせるような俗臭はある。事実金地院崇伝などは「貴老様被成御隠居候へ共、御仕置以下之儀被仰渡、万事御手透無御座候様子承届候、尤二奉存候」（『本光国師日記』元和七年九月十五日付忠興（宛金地院崇伝書状）と、あたかも忠興が後見として動き、実権を握っているかのように受け取っている。崇伝の認識は、代替わり直後諸事にわたり忠興に何をたてる忠興・忠利父子の政治關係を反映したものである。現実には代替わりによって藩主権限は忠興から忠利に全面委譲され、忠興も何かと何をたてる忠利に「公儀之御事、傍輩中之事ならてハ一円ニ物を申さかずナ」とくきをさし、「万事仕置已来までも我々存間敷候」（『細川家史料』一、三七二頁）、「我々構一切無之儀ニ候」（同上書、三七四頁）との立場をとっている。

二 隠居体制と藩主権力

次に、忠興の隠居体制（隠居領・隠居附家臣）をめぐる藩主を隠居との關係について検討し、個別領主権力としての隠

居の存在形態、さらに隠居権力に超越する、藩主の政治的位置について究明したい。

1 隠居領をめぐる藩主と隠居

忠興は、隠居領における自らの支配権限について、藩主忠利に宛てた寛永十一（一六三四）年九月二十一日付書状（註）において、

我々蔵納三万七千石之分ハ、惣国並ニはつされ候て給候へと約束申候ハ、所務之事、又ハ百姓共ニ申出精之事ニ而候、はて連の事ニかきらす、上儀ニて惣国へ被申出候儀ハ、我々蔵納之分、惣並ニはつされ候へと申所ハ一切不参儀候、と述べている。すなわち忠興は、忠利側との「約束」によって隠居領の「所務之事、又ハ百姓共ニ申出精之事」については自分に支配権があるが、公儀法度の執行のときは当然藩主の「惣国並」支配を受けるとの認識を示している。もつとも本書状において、忠興は自分の後継にもくろむ立允（忠興四男）を介した隠居領での公儀法度の執行を要求しており、むしろ隠居領の「惣国並」の側面を強調しているきらいもあるが、隠居領が藩主の統治的な領域支配と隠居による現実的な個別領主支配という重層的な支配関係にあった事実を確認しうる。

忠利の統治行為が隠居領に及びえたのは、公儀法度のごとく、それが「惣国並」に命じらるべき公儀性¹領域性を有している場合である。たとえば、寛永三（一六二六）年三月、領内街道に里数木の松を植樹し、一里¹三六町の道程統一を図るに際して、忠利は、隠居領内の畠地などにも里数木を設定する関係から当初忠興に了解を得ようとするが、結局「御国中加様之儀ハ被得御意問敷由、二三斎様²いっそや仰越候³」という両者間の合意を根拠に忠興側の了解を求めず里数木設定にかかっている。これによって明らかかなように、忠利と忠興との間には、藩主が「國中」に命令する領域統治的な行為については隠居の了解を必要としないとの大まかな合意があった。

もつとも藩主による「惣国並」の命令事例は限られており、現実には忠興は隠居領において藩主権力をもつても容易に

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

介入できない不可侵的な個別領主権を行使している。前述したように忠興は「惣国並ニはつされ」た独自の支配権として「所務之事、又八百姓共ニ申出精之事」をあげているが、このことは、いわゆる「人畜改帳」が隠居領を除外している事実に集約されている。元和八（一六二二）年六月、惣奉行は、在府中の忠利の命をうけ、領内把握の基本方策として人畜改帳の作成に着手し、忠興隠居領についても中津奉行衆に対し作成の可否を打診する。しかし忠興は作成を許さず、忠利も「三齋様御藏納分之人畜」改帳の作成を断念する。忠興は、隠居領の「人畜」を藩制の埒外においており、こうした藩主の容喙を許さぬ「人畜」支配を基礎に不可侵的な個別領主権力を組織していたとみられる。

この点をよく示すのが、元和九年末から翌年にかけて相次いだ二つの百姓騷擾事件―百姓の隠居領走込み事件と忠興への直訴事件である。忠利は、事件の直前に忠興代の百姓仕置方針の見直しを行うが、事件はこのことに起因しており、藩主としての威信を傷つけられることになる。忠利の新たな百姓仕置方針とは、第一に、百姓数増加策の一環として、忠興代に他国追放となった者を無条件に呼び返したことであり、第二に、忠興代に認められていた百姓の領主非法申立て権としての藩領内における走り込みを否定したことである。そして百姓側の申分を藩職制の公事訴訟ルートを整備して処理する方針をとり、元和九年十一月二十七日には、同月朔日に設置した目安箱の百姓目安を一括処理し、家中・町人・百姓の公事処理システムを整備する。ところがその直後に忠利方の百姓、他国からの帰還百姓などが隠居領へ走り込む事態となり、忠利は忠興に返還を求める。忠興は、忠利に宛てた元和九年十二月二十三日付書状において、今回の走百姓の返還には応じないとの態度を明言し、その理由を次のように申し送っている。

其方被召仕者共之百性、或ハ取にけ、其外曲事仕、我々藏納へ走入候、是を其儘置候へ者、以来人を可召遣様も無之候間、返可申由被申越之由候、就其、理申条々、

一我々代ニ咎人数百人在之而他国仕候を、其方代ニ成呼返度之由被申候、曲事之様子ニ其主人ノ迷惑仕、又ハ我々も如何と存候つれとも、国ニ人を多置度との被仕様と存ニ付、目をふさき其方ニ任せ、右之咎人共数百人返り候へ

共、人を召仕候事成候と見へ申候間、只今被届十人之内外之百性其儘我々藏納ニ居候共、構を申越候者共、已来人召仕候事も成可申と存候事、

一其方一国ニ人多置度と被存候ことく、我々藏納ニも人多置申度候、其上当国ニて之付届候へ者他国へ走り申ニ付、何方ニ而も当国之内へ走り入候へと我等代之時申付候を、百姓ニて物之わけを不存、代替之所無分別、我々申候ま、ニ走り入候者共、只今引出可進候事成不申候、然其国之法度ニもれ申事も如何候間、於無同心者他国へ送遣可申候、返事次第ニ候事、

一上様御法度者、本国へ返者ハ無其構候間、前之在々へ参事ニ構ハ在之間敷かと存候、其上走せ損、取とくニ可仕旨被仰出之由、(本意)佐渡殿・(上野)大炊殿我等へ被仰候条、于今其分ニ覚悟仕候、我々存命之間者此分守り可申と存候、但、盜を仕候者之儀ハ各別候間、返可申儀ニ候へ共、右ニ如申、我々代之曲者共何も返り候上者、是も一度者其分たるへきかと存候事、

一其方直之構在之者ハ、不拘法度、理非ニも不立入儀候間、何時も返可申候、是ハ其方召仕候者共と我々藏入との申分ニ候間、可有分別哉之事、

一此已来ニ我々藏入へ走り入候者之事ハ、理非とくニ返可申候、但、未進負候而参候者之儀者、段々可在之事候、此段難盡紙面候間、口上ニ申候、此度ハ代替ニ悪党共被呼返候間、其心ニ一度ハ被免候へかしとの事ニ候、已来之儀ニてハ無之事、

以上

十二月廿三日

越中殿

進之候

三齋

宗（花押）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

忠興は、走百姓返還拒否の理由として、①忠利代になって自分の代に他国追放した咎人が呼び返され、自分の蔵入地（隠居領）に居付いている、②自分の代には領内であれば「何方ニ而も」走り入ることを認めており、代替わり後も自分の代の方針のままに走り込んでいる、③「上様御法度」でも本国へ帰還する者は構いなしとされ、「走せ損、取り得」の方針であり、われわれもこれに従う、以上の三つの点をあげている。つまり忠興は、忠利代との方針の違いから走百姓が生じているが、領内での走りを容認した自分の代の法度が現在の「国之法度」に反するということもいかがと思うので、忠利の同意なくば隠居領の走百姓を「他国」に送り出す、さもなくば今回の走百姓については自分に帰属させてほしいと主張するのである。

結局、忠利側が折れ、隠居領への走百姓は忠興に帰属する。忠興は、藩主の父・前藩主としての権威をみせつけ、忠利の藩主としての統治行為をはねつける形で隠居権力の独自性というものを強く打ち出している。すなわち、「其方一国ニ人多置度を被存候ことく、我々蔵納ニも人多置度候」という、領主本性むきだしの主張にみられるように、忠興は、「其方一国」―藩主統治領域（藩領）と「我々蔵納」（隠居領）とを同列におき、あたかも隠居領が藩領の埒外にあるかのごとく意識している。同時に忠興は、忠利代の新方針―「国之法度」に抵触することを問題としつつ、「国之法度」の上位規範として「上様御法度」を位置づけ、あくまで拒否の論理を推し出している。つまり忠興の意識としては、藩主忠利と隠居領の主としての自分とは対等であり、自分の隠居領は藩主の統治領域（藩領）の埒外にあると認識している形跡が強い。いわば隠居の政治空間は忠興にとって藩領の中の「他国」であり、忠利が同意しなければ他国からの走百姓を他国に戻すという論理にも通じる。

さて、以上みてきたような忠興―忠利代替わりに伴う百姓仕置方針の転換と、隠居忠興の厳然たる権威を背景に、翌元和十年三月には忠興への百姓直訴事件が起こる。この発端は元和二（一六一六）年の規矩郡到津村百姓逃散事件にはじまる。元和二年、忠興の在府中、筑前国境の到津村では庄屋志水九左衛門が中心となり、惣百姓を国境まで走らせ、「山

上り」させて藩に「高免」の引下げを求めている。帰国した忠興は、残らず誅伐しては田島が荒れてしまうので「棟梁人」だけを切つてはどうかと進言する家臣達を押えて庄屋以下全員を撫切りにしている。そして村の建直しを図るために忠興は「名子女子已下」を助命し、似合に田島を与えて「本百姓」に仕立て、さらに領外から「もとでの在之百姓、或牢人共」を走り込ませている。

ところが忠利の代になると、仕立てられた百姓と他国からの入植百姓との間に、また誅伐された庄屋の遺子と仕立百姓との間に公事争論が生じ、新藩主忠利は「筋目」を根拠にこれらの公事を裁断する。まず入植百姓の善兵衛一件をみよう。善兵衛は中国筋から走り来た入植百姓の一人であるが、忠興は「有力之百姓」善兵衛に「明候田地」を与え、また国境にて「なまくさき事共在之ハつけしらせ」る目付同然の役目につけていた。ところが忠利の代になると、善兵衛と、善兵衛から土地を取り上げられたとみられる百姓との間に争論を生じ、忠利は善兵衛から田地を取り上げ、「筋目之百姓」九郎右衛門に与える措置をとる。そこで善兵衛は元和七年十一月に目付としての「奉公次第」を郡奉行に提出し訴えるが、忠利が同意せず、寛永元年に再度訴状を出すも却下され、また忠利も上府したため、折から鷹野中の忠興に直訴するにいたる。

忠興は在府中の忠利に対して寛永元年四月七日付で抗議の書状を出す¹¹が、その約一ヶ月前の惣奉行記録「万覚書」三月十日条によると、善兵衛の訴状を受け惣奉行は再度郡奉行に対し「規矩郡至津村之百姓善兵衛・九郎右衛門出入」についての吟味を命じている。郡奉行は双方から書物を取り、吟味のうえ、先年（元和七年）忠利より示された「御錠」の通り「筋目ノ者ニ片付」ると裁定し、惣奉行も「前廉の御錠の旨ニ仕」るとの結論を下す。善兵衛の直訴事件は、忠興との「前のよしみ」にすぎたが惣奉行・郡奉行の裁断根拠となつている新藩主の「御錠」そのものに対抗し、隠居の抗議によつてこれを覆そうとしたものといえる。

もう一つの事件は、元和二年の逃散事件の首謀者として誅伐された庄屋の名子と、誅伐を免れた庄屋の遺子との公事争

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

論である。庄屋名子の孫三郎は譜代下女と夫婦になり本百姓に仕立てられるが、忠利は庄屋の遺子長蔵を取り立て、孫三郎をもとの名子に戻し、孫三郎女房も長蔵のもとに戻す措置をとる。これに対し忠興は、「何之科もなき」孫三郎を名子に戻し、「彼曲者」の息子を取り立てるとは「なげかわしき儀」と忠利の措置の不当性を強く批判している。

さて、以上みてきた善兵衛・孫三郎事件の意味は、隠居忠興が、二つの公事争論を裁断した藩主忠利の「御詮」を不当として非難・抗議している事実にある。百姓側も新藩主の「御詮」（『仕置替え』の不当性を訴え、事態を打開しようのは前藩主・隠居の忠興しかないと認識している。そのうえで注目したいのは、在府中の忠利が、「御詮」に従って裁定した惣奉行の判断を支持し、「国中仕置、何やうにも仕なをし候而可然候」と、奉行中に対し改めて今後の国中仕置の見直しを命じ、藩政の主導姿勢を強調していることである。二つの公事訴訟事件は、代替わり早々百姓仕置方針の転換を打ち出した新藩主の面子を傷つけたが、最後に忠利が忠興からの抗議をつっぱねる形で決着する。そして結果的に藩主の下した「御詮」というものが容易にくつがえらないことを改めて示すことになる。さらには忠利代の藩主の意志・命令は、奉行をして「得御意候儀ハ万事御法度にて候」といわしめるように、藩政全般にわたる「法」としての規範能力をもつにいたる。以後、藩主の統治行為に対する忠興の干渉は表面的には影をひそめ、少なくとも豊前時代の隠居領をめぐる両者の関係は、藩主の領域統治権と隠居の個別領主権力とがおり合う形で推移する。

2 隠居附家臣をめぐる藩主と隠居

次に隠居忠興に付られた家臣（中津衆・中津給人）をめぐる主従関係の二重構造、つまり藩主忠利との制度上の主従関係と、隠居忠興との個人人格的な主従関係について検討したい。

隠居附の中津衆は制度的にはあくまで藩主忠利の家臣であり、忠興自身も強調するところである。この点の中津衆の小物成徴収をめぐる忠利と忠興のやりとりによく示されている。忠利が代替わり直後に中津衆の小物成徴収について「せめ

てか様之儀成共被召置候様^{〔15〕}」にと申し入れたところ、忠興は、これを満足としながらも次のように忠利の考違いを戒めている。

一当地^{〔16〕}ニ在之知行取共小物成之儀、惣國中並ニ其方へ被取候様ニと目錄を進之候処、われ^{〔17〕}ニ可給由満足申候、乍去、当地ニ在之者も、無役之知行之外ハ、何も其方之者ニて候、是を其方へ不被取、われ^{〔18〕}へ給候へハ、われ^{〔19〕}者之様ニ御入候、たとへハ其方当城ニ被居候時、中津ニ居候侍共も何も其方之者ニて無之、われ^{〔20〕}者ニて候故、中津之者之小物成もわれ^{〔21〕}取候シ、如此と可被存候、但当城ニ在之者、其方之者之内ニてハ無之と被存子細候者、此物成われ^{〔22〕}請取可申候事^{〔16〕}。

すなわち、忠興によると、家臣知行地の小物成を徴収することは藩主固有の権限であり、もしこれを自分の手で徴収すれば中津衆は自分の家臣のようになり、藩主と中津衆の知行関係・主従関係の原則が混乱してしまうと警告している。自分も藩主として中津在城の世子忠利附家臣から小物成を徴収してきたように、隠居附の中津衆の小物成を徴収するようにすすめている。忠興が「無役之知行之外ハ、何も其方之者ニて候」と明言しているように、忠興の家臣には隠居附として配属された中津衆のほか、忠興が自分の隠居料をもって取り立てた直属の家臣もいる。忠興の直臣といえるのは後者のみであり、忠興家臣団の主体となる中津衆は、忠興からみれば「何も其方之者」であった。中津衆は制度的には小倉衆と同様に藩主との主従制下に置かれ、大名家臣団を形成していたといえる。

たとえば、忠利代（元和・寛永前期）の家臣（給人）は藩の徹底した財政管理を受けるが、当然中津衆も対象となつてゐる。この時期、藩は、給人の財政構造に「運上米」を組み込み、軍役負担などのために給人に構造化する借財を、運上米として直接に知行地^{〔23〕}知行物成から取り立てる源泉徴収方式をとることで給人の領主的再生産を保障する財政管理体制をつくりあげている。給人は運上米の取立てを受け、その後で知行の「口明」、つまり知行物成の搬出・収納に移れることになる。中津衆は小倉衆と同様に軍役を賦課され、軍役負担のために藩主から借米・借銀（上方借銀）などを貸し付け

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

られており、その返済のために知行地に対する藩の財政管理を受けている。それゆえ中津衆が領主的再生産を維持するうえで藩主の存在は大きく、藩主忠利と中津衆の主従関係を実態化させている。

だが同時に、中津衆は忠興との個人的関係を根柢に編成されたがゆえに、現実的には隠居忠興との間に濃厚な人格的な関係をとり結び、事実上忠興家臣として存在している。この点を端的に示すのが忠興による中津衆の改易である。忠興は彼自身の気性もあつてかしばしば家臣に暇を遣わしている。たとえば小林勘右衛門（知行一九三石）は忠興の「御前損」じ、周囲のとりなしで何とか救免される。中津重臣の村上河内守・長舟十右衛門は幸い「越中様前々々被成御存知者」ということで忠利に対し小倉での召し仕いを願ひ出る。忠利は小林に対し改めて忠興に「わひ事」とするよう命じ、一〇人扶持を給して「奉公」させている。

この小林勘右衛門の事例は中津衆の置かれている状態をよく示している。すなわち、隠居附の中津衆はあくまで制度上藩主忠利の家臣であるが、忠興から暇を出されると忠利のもとに復帰するのではなく、家臣（給人）としての身分そのものを失っており、忠利のもとで「奉公」するには忠興の救免・同意を要したのである。こうした事例は他にもある。家臣「先祖附」によると忠興から暇を遣わされた中津衆は六名を数える。彼らは「御前悪鋪」（林二郎兵衛、三〇〇石）・「御機嫌を損」（猿亀介、八〇〇石）・「不被為叶御意」（永良清兵衛、五〇〇石）といった理由で知行召上げとなつているが、後に忠利への帰参を許され「先祖附」にも収載されている。知行召上げとなつたまま牢人化した中津衆も少なくなかつたはずである。

藩主忠利のもとに帰参した中津衆六名のうち林二郎兵衛は、「先祖附」によると、「御隠居に被連候処、中津ニ而御前悪鋪、御知行被召上候付、林弥五左衛門・林久太夫ニ掛り居申候処、妙解院様被加御不便、三齋様に被成御隠、御知行百石被為拝領、当御国江御供仕」とあり、「御前悪鋪」として知行召上げになつたところを忠利に拾われている。忠利は家臣の大竹内蔵を二郎兵衛の「見舞」に遣し、「不便」として忠興に隠れて知行一〇〇石を与えているのである。藩主が隠居に

遠慮して内密に知行を与えている事実注目したい。しかも忠興によって召し上げられた知行は藩主に帰属せず、忠興によつて新たに中津衆に宛て行われている。こゝみてくると忠興は中津衆との間に濃密な個人人格的關係をとり結んだのみならず、中津衆の任免権と改易跡地の処分・宛行権を握る事実上の主君として存在しており、藩主忠利としてもこれに介入できない状態にあつたことを推測させる。

以上のように、隠居忠興は、隠居領において實質的に個別領主支配を実現し、隠居附家臣にも強固な人格的編成力をもち、さながら一個の完結的な権力体制をつくり上げている。このことは二つの側面で重要である。一つには、隠居の権力行使が隠居領・隠居附家臣という、いわば隠居の権力範囲に政治空間にとどまつてゐることである。隠居権力の完結性は隠居と藩政との分離、藩政への不介入に結果してゐる。忠興代の側廻り家臣団が隠居附として中津に移動したこと、忠興代の文書・記録類の全てが中津に一括移管されたことはこれを象徴する事実である。二つには、藩主と隠居領・隠居附家臣との制度的に原則的關係が隠居忠興との間で合意されてゐることである。藩主の「惣国並」の統治行為は隠居領にも及び、隠居附の中津衆の主君はあくまで藩主忠利であつた。その原則的關係が明確である限り、隠居権力の完結性は忠利代に顯著となる藩主の「専制」化の前提となり、隠居権力との政治的すみ分けを可能にしていたといえる。細川氏の豊前時代は、いわば藩制と隠居体制という大名家における制度の二重構造が、隠居権力の完結性と忠興・忠利による対幕府關係の一体的対処のもとで比較的安定した状態にあつたといえる。

註

- (1) 『細川家史料』五、三二〇頁。
- (2) 『御印并御書出之写』。
- (3) 『中津御奉行衆参書状之写』寛永三年三月六日付惣奉行中宛長舟十右衛門書状。
- (4) 『仲津江』元和八年六月廿四日付中津奉行衆宛惣奉行書状。
- (5) 『元和八年九月八日付惣奉行宛細川忠利書状』(『熊本県史料』近世篇二、一五〇頁)。
- (6) 『元和七年八月朔日付制札』(『綿考輯録』忠利公伝、五七七頁)。

初期大名家における隠居体制と藩主権力(吉村)

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

- (7) 忠利は、元和九年十一月二十七日付で年寄・組頭中・惣奉行・郡奉行中・浦奉行・町奉行それぞれに対する定書のなかで公事訴訟手續きを規定している（『綿考輯録』忠利公伝、八〇—八三頁）。
- (8) その綴りが「元和年比卜見へ候」と表題のある冊子として残っている。
- (9) 『細川家史料』二、七七・八頁。
- (10) 寛永元年四月七日付忠利宛忠興書状（『細川家史料』二、八六一九〇頁）。
- (11) 水青文庫蔵。
- (12) 『綿考輯録』忠利公伝、一〇三頁。
- (13) 『日帳』寛永元・十・二条。
- (14) 『細川家史料』八、二〇五頁。
- (15) 元和七年九月十九日付忠利宛忠興書状（『細川家史料』一、三七九頁）。
- (16) たとえば寛永二年十月十五日付一色木工亮・小瀬宗如老宛惣奉行書状（『中津御奉行衆参書状写』）、元和七年九月二十日付忠利宛忠興書状（『細川家史料』一、三八〇・一頁）。詳細は前掲拙稿「幕藩制初期の給人財政と財政管理体制」参照。
- (17) 『中津御奉行衆参書状写』寛永二年十一月四日付惣奉行宛村上河内守・長舟十右衛門書状。
- (18) 『奉書』寛永三・正・二十三条。
- (19) 永青文庫蔵。
- (20) 西山楨一「中津・小倉給人に関する一考察」四六頁。
- (21) 忠利は、肥後国替直後に撫高による知行宛行を行い（前掲拙稿「近世初期の地方知行制と知行割替」）、中津衆もその対象とするが、忠興は熊本からの知行割当結果をふまえて改めて家臣に知行引渡目録を発給している（たとえば乃美主水の例、乃美家蔵・寛永十年八月吉日「知行方目録」）。このことは、中津衆と藩主・隠居との主従関係の二重構造を示すとともに、忠興が知行関係上の主君として実態化していることをうかがわせる。

三 隠居体制の矛盾と解体

豊前時代、藩制の枠組みのもとで、藩主の領域統治権と政治的におりあってきた隠居体制も、隠居忠興が、肥後国替を機に、隠居領の拡大・統合と藩主統治権の分有による独立化―支藩化を志向したことで政治問題化する。隠居体制をめぐ

る政治的対抗関係の実態について検討したい。

1 「八代分領」をめぐる幕藩関係

寛永九（一六三二）年十二月の肥後国替によって忠興の隠居領は八代を中心に再編成されるが、忠興は中津から八代に召し連れた四男・五男（五男興孝は証人として定府中）の知行地を包摂して「八代分領」としてのまとまりを志向するようになり、幕府をまき込んだ対抗関係を醸成していくことになる。そもそも幕閣内部には忠興を八代城に置くこと自体反対の空気があったようである。忠利が国替に関する幕閣との協議を終えて帰国するに際し將軍家光に忠興の八代居城を願ひ許されており、幕閣には忠興の八代居城に反対する空気があったことをうかがわせる。

幕府が忠興に批判的だったのは、国替にともなう忠興の隠居領拡大の動きである。忠興は、幕閣・忠利との国替に関する合議の過程で豊前なみの隠居料と、四男立允・五男興孝への内分知行を要求し、事実上自らの権力基盤の拡大を志向する。家光政権の最大実力者稲葉正勝は、忠興が、これ以上「身もち」を増大させると藩の軍役負担能力の低減を招きかねず、家光の耳にでも入れればゆゆしき事だと警告している。風聞の根源は立允・興孝への知行内分とそれを包摂した「八代分領」統合の動きである。この時期忠興は忠利に対して再三にわたって隠居附の旧中津衆^①八代衆（八代給人）の熊本還付を要求しており、この八代衆の削減^②立允・興孝の内分知行設定という動きをみてとった反応であろう。

忠利は、稲葉正勝の忠告を受けて、側近の加々山可政・坂崎成政を八代に送り江戸表の風聞を伝えた。忠興は江戸での取沙汰に驚き、加々山・坂崎に次のごとき返書^③を持たせている。

已上

態令申候、昨日主馬^{（加々山）}・清左衛門^{（坂崎）}ニ申候通、定而可被開候、就夫、我々過分之知行取候様ニ江戸取沙汰之由、不審も無之候、立允^{（立允）}・天ニわけ可遣と申城付之者之知行と、我々三万七千石之知行と合候へ者、八万四千七十石余にて候、

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

河内（行指）を入候へ者、九万四千七十石余にて候、か様ニ候へ者、これ程を我々取と思召、それ程ハ被遣間敷との御内意を（御意）丹州よく被存候而、今度清左衛門ニ内証御申越と存候条、此知行二ツニ成候わけを丹州へ被申候者、合点清可申候哉、但、二ツニわけ候へ者二ツにてハ候へ共、立允・天知行と申候而も、我々知行同前と可被思召候、左候へ者、味可在之儀候条、従其方丹州へ被申理様之趣、必可承候、其様子ニシテ重而以使者談合可申候、恐々謹言

二月廿日

三齋（花押）

越中殿

進之候

すなわち、忠興の釈明によると、「八代分領」というのは、「立允・天にわけ可遣」き「城付之者之知行」ニ立允・興孝内分知行四万七〇七〇石と、村上景則知行一万〇〇〇石、忠興知行三万七〇〇石、都合九万四〇七〇石からなっている。忠興は、江戸表ではこれ等を全て忠興個人が知行するかのよう受け取っているようであるが、実態はこうであり、不審な点はないと明言し、忠利にはこの辺の理屈をよく稲葉正勝に説明し、誤解を解いてもらいたいと頼んでいる。

とくに問題となる立允・興孝の内分知行は隠居附（城附）家臣の知行地を宛てるとし、内分知行が「身もち大キ」につながるものではないと釈明するが、忠興の説明するところは重大である。第一に、隠居附家臣（八代衆）の知行を立允・興孝の内分地とみなしていることである。第二に、立允・興孝の内分知行と自分知行（隠居領）との一体性を強く主張していることである。すなわち、幕府（稲葉正勝）には両者は別物であり、「二ツニ成候わけ」を説明すれば納得してもらえ、としつつ、忠利に対しては、「立允・天知行と申候而も、我々知行同前と可被思召候」と、立允・興孝内分知行が忠興「知行同前」であると強くくぎをさしている。いわば前者が幕府に対する釈明の便法であるとすれば、後者は藩主忠利に對する「八代分領」統合の論理の表明であると言つてよい。

まず第一の点、隠居附家臣の知行を立允・興孝の内分知行とすることは、隠居附家臣が立允・興孝に家臣化し、その知行が立允・興孝知行に編入されたことを意味する。かつて代替わり直後、忠興が、中津衆の小物成提供を申し出た忠利に對し、中津衆はあくまで「其方之者」であり、知行關係に混乱を生じさせないためにも藩主である忠利が中津衆の小物成を徴収した方がよいと忠告したことを思い合せると、事態は全く逆転しているといわねばならない。

忠興の説明によると、「城付之者」(八代衆)の知行高は四万七〇七〇石、これに村上景則の知行一万〇〇〇石を加えると五万七〇〇〇石余となり、四万二、三〇〇〇石台で推移した中津衆の知行高を大きく上回る。中津衆の構成にはかなりの異動が認められるものの、肥後国替後ひとまず八代衆として組織されたとみられるが、忠興は忠利に對し再三にわたって八代衆の引取りを求めている。寛永十一年十一月の時点で「二万五千石」⁵相当が熊本還付の知行高として設定されている。このことは、立允・興孝に對する寛永十年七月二日の知行割以後、知行内分の基盤となった八代衆の整理・削減が相当地に進められたことをうかがわせる。反面、村上景則のごとき突出した出頭家臣を取り立てており、こうした隠居附の城附家臣に對する忠興の主君的権限の強さが、八代衆知行の内分知行化⁶、八代衆の陪臣化、八代衆の整理・削減⁷、立允・興孝蔵入地の創出を可能にし、また内分知行を「我々知行同前」と言わしめたのである。

この「我々知行同前」という忠興の主張は忠利に對する觀念的な注文ではない。忠興は、八代衆を大量に熊本に還付して立允・興孝の内分知行の内実を強化し、かつ兩名には知行の一部を渡しただけで、「其外ハ三斎様御用ニ御遣被成、御兩所様御心儘ニ不罷成⁸」る状態に置いたようである。とくに江戸証人中の興孝に對しては「從八代爰元江參候銀子わつかの儀ニ御座候⁹」という状態だったようであり、文字通り忠興は立允・興孝知行を「我々知行同前」の状態に置いている。

こうした忠興の「八代分領」¹⁰拡大・統合の動きに對する藩主忠利の基本的立場は、①忠興隠居領の仕置上の独自性は豊前時代のごとく認める、②しかし立允・興孝内分知行は、自分が「惣家中なみ」¹¹に宛て行い、役儀も「惣家中なみ」¹²、「給人なみ」¹³にかける、③八代城の普請は当面予定しない、④「公儀事」¹⁴「公儀法度の執行は忠興隠居領、立允・興孝知

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

行を問わず、藩領全体にわたつて藩主が管掌する、以上の四点に整理しうる。とくに②は、忠興隠居領と藩主宛行の立允・興孝知行地を区別し、内分知行を取り込んで「八代分領」としての統合を目指す忠興の動きに掣肘を加えたものといえる。忠興も、立允・興孝知行が「給人なミ」に宛て行れることに反対していないが、隠居領に立允・興孝知行を取り込んで「八代分領」を組織し、立允をその後継にしていこうと、八代城の普請と「公儀事」の代執行には執着する。そして忠興の独立領主的な動きを危険視する稲葉正勝によつて、八代城普請が中止されると、「公儀事」の分領内執行権をめぐつて忠利と対立するようになる。

2 藩主統治権をめぐる対抗

藩主忠利と隠居忠興との関係は、忠興が「八代分領」を統合し、四男立允を分領の後継とすべく動くことで微妙な対立面をみせ始め、藩主の領域統治権を表象する公儀法度の執行をめぐつて具体的な対抗形態をとる。

公儀法度の領内執行についての忠利の立場は一貫している。すなわち、「一、八代御蔵納三万七千石之分、公儀之御法度之分ハ熊本同前ニ老衆可被申付之旨之事」と規定し、公儀法度は八代の隠居領に対しても熊本の家老衆により申し付けるとの原則をとっている。しかるに忠興は「八代分領」における公儀法度の執行をめぐつて忠利と認識の違いをみせる。この点を寛永十一年九月のキリシタン宗門改めについてみていこう。忠利は、肥後入国後、幕府老中酒井忠勝・長崎奉行と連携しつつ、全国的なキリシタン改めの実現を目指して動き、領内にもこれを徹底するが、忠興は、八代でも「惣国並」にキリシタン改めを行うべきこと、その実施を立允に申し付けるように要求し、前にも引用した寛永十一年九月二十日付書状で忠利に次のように申し送っている。

一其方きりしたんのせんさく隙明次第、国廻之由、得其意候、此方へハきりしたんの儀何とも不被申越候ニ付、此度之穿鑿之仕様不存候、若爰元も穿鑿之仕様於在之者、惣国なみニ立允所へ可被申遣候、是ニかきらす、惣国へ当ル

事候ハ、何時も立允所へ可被申遣候、如此惣国ニはづれ候やうニ在之事、合点參かね申候、惣国並をはつされ候へと約束之事ハ、我々三万七千石之知行之儀ニ候、加様之所ニ而色々の取沙汰在之かと存候、乍次而申候事、さらに忠興は、この書状では否足らずであつたとして、翌九月二十一日付書状(註)で次のように申し送っている。

一先度之我々状文言、只今案書見申候へハ、たり不申候、合点之不參所無余儀候、我々申所ハ、我々蔵納三万七千石之分ハ、惣国並ニはつされ候て給候へと約束申候ハ、所務之事、又ハ百姓共ニ申出精之事ニ而候、はて連の事ニかきらす、上儀ニて惣国へ被申出候儀ハ、我々蔵納之分、惣並ニはつされ候へと申所へハ一切不參儀候条、以来も立允所迄可被申遣候、それを請可申候、幸能所へ坂崎清左衛門參候ニ付、口上ニ申候条、書中不具候事、

すなわち忠興は、「八代分領」が「惣国並」に命じらるべきキリシタン改めの対象から除外されていることに不満を述べ、今後こうした「惣国並」のことは立允に伝達してほしい、我々は「それを請」ける、と主張している。その際に、「惣国並」をはずされた「我々蔵納三万七千石」の独自性とは、「所務之事、又ハ百姓共ニ申出精之事」であると代替わりの際の忠利側との「約束」を確認しているように、忠興の主張は、一見すると自分の隠居領も含めた「八代分領」全体に対する「惣国並」のキリシタン改めの実施を求めているかのようにもとれる。だがその真意は、「惣国へ当ル事候ハ、何時も立允所へ可被申遣候」、「それを請可申候」と述べているごとく、「八代分領」における公儀法度のごとき「惣国並」命令の執行については立允に任せよと要求している点にある。

これに対して忠利は、「八代ハ郡奉行、立允知も不殘給人なみニ郡之奉行申付候事(註)」と、隠居領および立允知行を郡奉行に改めさせるとして忠興の申し出を一蹴している。そこには、公儀法度の執行のような藩領全域に及ぶ統治行為において、忠興隠居領も区別しないこと、まして立允知行のごときは「給人なみ」であることを明言し、「分領主」として立允を位置づけ、藩主権力による「惣国並」統治から「八代分領」を切り離さんとする忠興の動きに製肘を加えんとする忠利の確固たる意志を認めうる。

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

そこで次に、「八代分領」における立允の統治行為、具体的には立允の公儀法度執行をめぐる忠利と忠興との対立が、寛永十四年十月下旬に勃発する天草・島原一揆の過程でどのように推移したのかをみていこう。一揆発生当時、藩主忠利・光尚父子は江戸に、隠居忠興は京都にそれぞれ滞在しており、八代の立允は、いわば国元にいる唯一の藩主近親として臨機の当事者能力を求められることになる。一揆の初発段階において、熊本留守居の三家老（三老）が八代の立允に要請したのは、①藩領南部の八代・芦北両郡において「不慮儀」が生じた際の臨機の仕置、②宇土半島を中心に派遣した在番衆が指示を仰いだ際の臨機の対応、③八代表の人数が手薄になるので、立允の島原出陣は無用、以上の三点である¹⁶。

立允も熊本からの要請にきわめて協力的である。とくにそれは、寛永十四年十一月中旬に忠興隠居領の益城郡隈庄で捕縛された清蔵の穿鑿一件に示されている。清蔵は同年十一月七日に阿蘇郡南郷で捕えられた島原口ノ津出身八兵衛の娘婿であり、熊本の三老は益城郡隈庄が忠興隠居領であることから立允に穿鑿を求め¹⁷る。立允は、三老の要請に対して、隠居領の「御所務方之儀」ならば当方から仕置くが、このような「公儀事」は熊本の方で取りはからうように兼ねて忠興から指示されており、清蔵一類の処置も熊本に任せる、との態度をとっている¹⁸。立允には、「公儀事」の執行を通じて自分に「分領主」としての内実をつくり上げていこうとする忠興の真意を、この機会に実現しようとした形跡はない。

しかるに忠興は違う。京都で立允からの一報を受けた忠興はこの機に立允の政治的浮揚を図る。その方策とは、①「八代分領」における立允の臨機の統治権を設定する、具体的には、立允に藩領南部・八代・芦北両郡における「不慮事」への対処を求める熊本側からの要請に対して、分領と関係のない芦北郡をはずし、分領の位置する八代・益城両郡における立允の臨機の統治権限を認めさせる、②立允に八代・益城両郡における「公儀事」（キリシタン仕置）を執行させる、③「公儀のため」に立允を島原に出陣させる、また立允出陣後は熊本から八代に加勢を出させる、というものである¹⁹。つまり忠興は、天草・島原一揆という非常事態のもとで、「分領主」としての立允の統治権力を強化し、その存在を将軍に認知してもらうために立允を島原に出陣させようとしている。忠利はこれら忠興の要求を了承するが、非常事態のもとでの

忠興の要求は江戸表において「八代之者ハ各別^②」との風評を生む。そして一揆制圧後もこの既得権のうえで立允の政治的浮揚を画策する忠興の動きは忠利との軋轢を深めることになる。

3 隠居体制の解体

細川氏の権力編成に定置されてきた隠居体制も、隠居がその権力体制の永続・独立化を意図した時藩主権力との間に軋轢を生じている。すなわち、忠興―立允による隠居家督の相続の動きは、隠居の特殊な存在を「三斎様一代^③」とする忠利―光尚の藩主相続ラインとの間に軋轢を生じ、隠居体制を解体に導くことになる。ことに天草・島原一揆に際して、証人として定府していた光尚（忠利嫡男）が帰国し、一揆終結後、父忠利と交互に参勤し世子としての政治行動を開始すると、忠興―立允による隠居家督相続の動きは対処すべき政治問題として浮上する。

前述したように、忠興は、肥後入国以来、立允の地位向上、隠居体制の継承を目指し、天草・島原一揆という非常事態のもとで、立允に「八代分領」の「公儀事」を代執行させ、「公儀之ため」に島原に出陣させる。「公儀事」とは天草・島原一揆キリシタン制圧に示されるような、いわば公儀秩序維持・強化のための国家的統治行為であり、個別大名領においては藩主の領域統治権を表象するものといえる。忠興は、肥後入国以来、「八代分領」におけるキリシタン改めの執行権を要求し、天草・島原一揆の過程で分領の「公儀事」を立允に代執行させることで、立允を事実上藩主的立場に擬し、「八代分領」を本藩領から自立した「藩」―独立行政体として意識していたものとも考えられる。そして忠興は自分の余生を考え、一揆終結早々に江戸に上り、幕府への工作を開始する。

忠興のねらいは、①隠居家督を立允に相続させる、②立允を五男興孝にかえて江戸証人に送り、公儀奉公の実績をつませる、③八代城の城郭機能を増強する、というものである。とくに③については、忠興は「新しく城なとり立たキ^④」とさえ言い出しかねない心理状態にあり、自分の生存中に八代城を「ようがい^⑤」化し、隠居体制を「支藩」的状态で立允に残

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

そうとする執念を感じさせる。忠興は在府中に幕閣との間で立允の家督相続・江戸証人について何らかの目途をつけてきたのか、寛永十五年十一月に帰国すると立允に家督をつがせ、江戸に向わせる準備に入っている。翌寛永十六年二月五日に立允は「御隠居之御家督」を譲られ、五月二十日、八代をたつて江戸に向う。この間忠興は藩主たる忠利に何ら相談もしていなかったようであり、こうした忠興側の専行が家光周辺の不興をかい、立允は京都で足どめをくつっている。結局忠利が上府して事態解決に動き、立允の相続、家光への拜謁が決まる。

八代に対する忠利の立場は、①隠居領の相続は認めるが、あくまで家臣並の知行として支給する、つまり、隠居領の特殊性を「三斎様御一代」で解体し、立允を「給人なミ」に扱う、②「八代分領」独立化、「支藩」化の動きを表象する八代城の普請は認めない、というものである。つまり忠利は立允に忠興隠居領を相続させ、八代居城を認めるにしても、普請による八代城の要害化「拠点化」を認めず、立允を家臣団の筆頭に位置づけることで忠興の隠居体制の実質的解体を目指したものといえる。

そして江戸での忠利・忠興と家光側近の堀田正盛による話合いの結果、立允の知行は、①「三斎様御一代」の間は今の三万〇〇〇石とする、②忠興死後、隠居領三万七〇〇〇石のうち三万〇〇〇石を加えて都合六万〇〇〇石とする、③忠興の主張することく、立允知行の物成が悪ければ、隠居領の残分七〇〇〇石を追加給与する、ということに決定する。従来一門知行は忠興を例外とすれば、立允の三万〇〇〇石を上限としており、六万〇〇〇石という立允の知行はきわめて突出した存在となる。この結果に忠興は大いに「満足」するが、忠興に八代城を拠点に「八代分領」を「支藩」化することさえ意識させた隠居体制は、忠興「一代」で解体され、立允はあくまで藩主忠利のもとで「給人なミ」に編成されていくことになる。

恐らく忠利の前に忠興が死去していたらこの取決めに従って事態は推移したであろう。だが、まず忠利が寛永十八（一六四一）年正月に死去し、ついで正保二（一六四五）年閏五月に立允が、同年十二月に忠興があいついで死去したことが

ら、新藩主光尚には対象となる隠居が存在せず、「八代分領」の扱いを変える。すなわち光尚は、立允の遺子宮松（行孝）の相続対象から忠興隠居領分をはずし、父立允知行三万〇〇〇石のみを相続させた。忠興・立允の家臣閉も本家に帰属させず、多くを整理し、一部を宮松のもとで再編成することにした。こうして隠居体制の清算のために、また忠興・忠利という練達の歴代当主のあいづく死による将来の血統確保の観点からも、宮松をもって宇土郡宇土に分家が立てられ、八代城は筆頭重臣の松井氏に預けられることになる。

註

- (1) 寛永九年十月二十日付細川忠利宛細川忠興書状（『細川家史料』四、二七四・五頁）。
- (2) 「熊本県史料」近世篇一、二七七頁。
- (3) 寛永十一年十一月二十九日付忠利宛忠興書状（『細川家史料』五、三三八頁）。また、「先祖附」二二九、中路周防の項に、「三齋様江妙解院様被仰進候ハ、御隠居三千石以上之者被召仕候ハ、公儀之間江茂如何ニ被思召上候間、千石以上之者熊本江御出シ被成候様ニと被仰進候ニ付、千石以上之者熊本江御出シ被成候」とある。
- (4) 「細川家史料」五、五六・七頁。
- (5) 右同書、三二八頁。
- (6) 「綿考輯録」忠興公傳、二〇七頁。
- (7) 右同書、二八一頁。
- (8) 「細川家史料」五、七〇頁。
- (9) 「細川家史料」十一、二三三頁。
- (10) 「綿考輯録」忠利公傳、一五〇頁。
- (11) 「細川家史料」五、寛永十年二月二十日付忠利宛忠興書状。
- (12) 「日帳」寛永十二、十・二十九条。
- (13) 「細川家史料」五、三〇七頁。
- (14) 右同書、三二〇頁。
- (15) 「細川家史料」十一、二三三頁。
- (16) 寛永十四年十月晦日付、同年十一月朔日付立允宛三老書状（『綿考輯録』忠利公傳、七〇、八八・九頁）、寛永十四年十一月十五日付

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

初期大名家における隠居体制と藩主権力（吉村）

中沢一楽宛忠利披露状（『細川家史料』十二、一五二—一五四頁）。

1708 寛永十四年十一月十二日付三老宛立允書状（『綿考輯録』忠利公傳、一五〇頁）。

169 寛永十四年十二月十日付忠利宛忠興書状（『細川家史料』六、二二四—二五頁）。

200 「細川家史料」十二、一七一頁。

201 「細川家史料」十五、六六頁。

202 「細川家史料」十四、四四頁。

203 右同書、八一頁。

204 忠利は光尚に宛てた寛永十六年四月二十五日付書状において、立允を上府させ、幕閣に御目見させようと画策する忠興のねらいを、

「黒田子ともノことくニありたキとの御のそミと、キコヘ申候」と、筑前黒田家のことく支藩を分立することにあると報じている（『細川家史料』十四、一五九—一六〇頁）。

205 「綿考輯録」忠興公傳、二七二頁。

206 たとえば、寛永十六年正月六日付光尚宛忠利書状（『細川家史料』十四、一二七—八頁）。

207 寛永十五年六月二十日付光尚宛忠利書状（『細川家史料』十四、四三—四六頁）。

208 右同書、寛永十六年六月十一日付光尚宛忠利書状。

209 西山楨一「中津・八代給人に関する一考察」五一頁。

おわりに

細川氏は、近世大名諸家のなかでも当主（藩主）を中心とした集権的な権力編成が徹底されるが、これをモデル化した家格制の整備は遅れる。細川氏が、権力編成において家格制のごとき階層的な家秩序モデルをさほど必要としなかったのは、統一権力によって「大名」として創出され、国替を通じて「家中」が早期に整備されたこと、「家中」を統轄する当主（藩主）の立場が強大であったことであり、とくに後者の点には当主の代替わり＝隠居形態が直接関係している。

細川氏において、当主が在世中に隠居し、隠居後も一定の政治領域において独自の権力体制を維持しつづける政治形態は、天正十（一五八二）年の藤孝の隠居に始まり、正保二（一六四五）年の隠居忠興の死にいたるまで実に六四年間も続

いている。その間、忠興と世子忠利との関係も忠興隠居後の当主と隠居との関係に類似しており、いわば細川氏においては、藩制の成立・確立過程において、「当主隠居制」とでもいふべき固有の政治形態が定置されている。

忠興にみる隠居制の最大の意味は、代替わりの過程を通じて「御一門払い」を行いつつ、一門・重臣勢力との政治軋轢を隠居の権力体制に封じ込め、当主（藩主）権力の安定・強化をもたらしたことである。忠興―忠利の代替わりは、両者の合意によって、隠居忠興の個別領主権力を保証することではほぼ完璧な政権交代をなしており、藩主と隠居の政治的すみ分けのもとで忠利の専制的な政治形態を現出させている。同時に、忠興の隠居領における権力行使は、自らの政治領域を、藩主の統治領域とは一線を画した、いわば藩制の埒外にある「他国」として意識させることにもなる。

こうした忠興の、「他国」意識は、肥後国替後、隠居家督の世襲・永続化を意図したことで、隠居領の拡大―「八代分領」の統合、その拠点となる八代城の機能増強、世子立允による藩主統治権の代執行を通じて「支藩」分立へと脱皮する。こうして隠居体制は藩制の枠組みを維持するうえで桎梏となり、忠利は、幕府権力を背景に、隠居を忠興「一代」に限定し、隠居家督を家臣知行として受けつがせることで隠居体制を実質的に解体させる。